

持続可能な調達ワーキンググループ（第16回）

議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日時：平成29年11月13日 14:00～16:30

会場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

1. 本日の議事その他について

事務局：本日の議事については次第のとおり。本日は紙の調達基準策定に向けて基礎的な情報をインプットする時間としたい。

2. 紙の調達基準の検討について

事務局：紙についても、他の個別基準の検討の際と同様に、特別委員を置く。紙に関する特別委員は資料1のとおり。学識経験者、行政機関、業界団体、市民社会という立場から議論に参加することをお引き受けいただいた。本日は、紙に関する基本的な情報、課題や業界の取組状況、認証制度などについてご説明をお願いしている。最後にまとめて質疑応答や意見交換の時間を取りたい。

- ・森林保全と持続可能な紙調達 紙パルプの生産現場における課題について、公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン）橋本氏から資料2-1に沿って説明
- ・印刷・情報用紙グリーン購入ガイドラインと用紙の調達コードについて、深津委員から資料2-2に沿って説明
- ・紙と持続可能性—持続可能な紙の供給拡大を目指した製紙業界の取り組み—について、上河委員から資料2-3に沿って説明
- ・日本国内におけるFSC認証紙の状況について、FSC ジャパン事務局 岩瀬氏から資料2-4に沿って説明
- ・国際森林認証制度 SGEC/PEFC について、PEFC アジアプロモーションズ 堀尾氏から資料2-5に沿って説明

秋月：これまでのご説明に対して御質問・御意見があればお願いします。

黒田：1点堀尾氏に確認したい。先程WWFの橋本氏のプレゼンの最後の方でインドネシアのIFCCの話があった。IFCCはPEFCと相互認証を受けているとのことだが、そこに懸念があるという話だった。そのあたりに関して苦情処理の申立て等があったのか。そうであれば、どのように対応されているのか教えてほしい。

堀尾：この件に関しては、PEFC アジアプロモーションズ事務局長の武内が代わって回答させてもらう。

武内：IFCCはインドネシアの独自の森林認証制度で、数年前からPEFCの承認をとったところ。

PEFC の承認を取るにあたっては日本のでも同じだが、300 の項目を超える PEFC が要求する非常に厳格な持続可能性をクリアしているような規格であるかどうかをチェックして、承認という手続きをとった。よって、基本的にはその制度に基づき承認されているので、例えば特定の森林に関して認証を取った場合は持続可能なものであると考えている。今質問があったように例えばこれはおかしいといったご意見があった場合は、堀尾からのプレゼンテーションにもあったが、具体的なエビデンスをもって、例えば認証したことがおかしいということであれば、それを認証した認証機関に審査がおかしいということを書いて、そういった手続きをとってほしいとお願いしている。具体的にそういった例があったかということ、今の記憶では 1 件あったと記憶している。私たちの見方からするとイメージ的な問題で、インドネシアの林業に疑問を持つ感じからの批判が見受けられた。そういう場合だと対処しようはなく、私たちとしてはエビデンスをもって具体的にどこが、何が、誰が、どう違うのかということを書いてほしいとお願いしている。2 年くらい前に PEFC の認証だとちょっと甘いのではという声は確かに挙がったことはある。その時は 2016 年の春だったかと思うが、PEFC から回答したという経緯がある。堀尾からも説明したが、基本的には世界中で利用されている ISO という厳格な第三者認証制度に基づいてやっている。そのため世界的に ISO を認めないという意見はあってもよいかもしれないが、PEFC はこれは信頼できる制度だと思っているので、そのとりにやっているということで答えた。もし本当に問題があるのであれば PEFC に正式なクレームをしてほしいとその時もお願いをしている。今正式に 1 件出たので、私たちの procedure に従って調査をして報告をする、必要があれば是正を取らせる、そういった措置になるかと思う。ただそういう例がどのくらいあるかということ、批判は時々あったが私たちの要求するちゃんとした手続きをとった批判は今までなかったと記憶しており、ここ最近で 1 件あったと記憶している。

黒田 : WWF から補足の説明等があればお願いしたい。

橋本 : WWF はイメージで言っているわけではなく、現場の実際の問題であると理解している。基準がきちんとできていることと、現場でどれくらい基準が遵守されていることを分けて考えた方がよい事例があるということだと思う。私たちは個別に問題を見る時にいきなり制度の苦情処理に持ち込まず、現場で改善してもらえばよいということもあるので、全てを認証制度が用意している苦情処理システムに持ち込んでいないというのはある。重要なのは文書で比較したらある森林認証がある調達基準で求める事項をカバーできている場合でも、本当に現場できているかという信頼性が問われるケースがあるというふうに考えている。

関 : 橋本さんにお伺いする。現状の問題点を話してもらって、スライドの中で 2015 年の不買運動につながったという事例を紹介いただき、近年でもまだまだ問題が解決されていないということだと思うが、この問題はかなり長い歴史があって、NGO からのそれなりのエンゲージメントによって、企業も透明性を高めて進めてきたと思う。もちろん完全に解決されたわけではないと思うが、どの部分において、まだまだ改善が足りないのか。あるいは、この点はかなり改善がされているという色分けをした場合、問題点の中でどの部分が非常に問題点が残っていると考えればいいのか。感触でも構わないので教えていただきたい。

橋本 : 改善されている点としては日本のグリーン購入法なりで求める合法木材、つまり網羅的な合法性ではなく林業行為に関する法律の遵守については国問わずだいぶ改善されている。なお

かつ何等かの根拠がペーパーや認証等に出せるようになってきた。改善していない点、あるいは課題がまだある点については、国の法律上は合法ではあるが、法律以上のことをしないと自然や地域の権利が守られないというケースに対する対処がまだチャレンジのある領域と考えている。例えば先住民族の方の地域を開発するにあたって、事前に十分に前もって相談して、どういうことをやろうとしているのかを説明して、かつできれば民主的に合意をとるということ。認証であればこういったことを求めるケースが多いが、その国でそこまでしなければ違法ということになっていなかったりする。そういう時に必ずしも国や地域によってはそのレベルまでの行為を行わないで、各国の法律に合っているから問題ないといった判断がされる。そういう領域に課題があると考え。他に課題領域になるのは先住民族の権利の話が一つ。それから、貴重な自然林の伐採に関しても合意をしていないことが多い。森林をまったく切っただけとはいけないということを言っているのではなく、非常に顕著に貴重なところであるのであれば、国が許可したからといって全部切るのではなく、ちゃんとした評価をする必要がある。信頼できる森林認証であれば求めるような行為というものが必ずしもなされていない。自然林の皆伐、地域社会の権利を含めた先住民族の権利は課題としてある。また、時折労働者の権利についても聞くことがある。労働安全のケースであったり、移民労働者の権利など。感触であるが、この3つあたりの領域が課題として聞くところが多い。

関 : 国によって規制や要求水準も少し違ってくるとのことだと思うが、それに対する企業側の対応という意味は、今説明があったような労働安全や先住民族への配慮など、その辺が弱いという点は一般的に同じ認識なのか。

橋本 : 生産地の状況についての認識は概ね同じではないか。ただし買う側は違う。紙だと川下に非常に意識の高い企業がたくさんいるので、原料採取の現場に問題のある製品は簡単に買わないようになってきている。買い手側の意識というのは製品によって違うところがあると思う。質問の趣旨でお答えすると現場の企業が必ずしもやっていないといことは多々あるという認識は一般的ではないか。

富田 : 橋本氏に確認したい。黒田委員の質問の続きになると思うが、文書上はできていても現場ではできていないことがあるという話についてどう理解すればよいかわからなかった。認証の基準に問題があるというよりは、認証自体に問題があると理解した方がよいのか。厳密に満たしていないが認証が出ていることがあるというふうに理解した方がよいのか。認証のプロセスで問題があったと理解した方がよいのか。

橋本 : 両方あると思う。インドネシアの制度で FSC との大きな違いの一つとして長く言われていたのは、自然林を伐採した後に植林を作る、この行為をどう考えるのかということ。PEFCで相互承認されている現地の認証制度でも、例外規定のようなものがあり、制度に起因する問題がある。それから制度はちゃんとしているが、現場で認証機関がちゃんと見なかったのか、または審査した時にはできていたがその後できていないのかなど理由は色々あると思うが、制度ではなく運用に課題があるケース。両方あると思う。

富田 : 上河委員に確認したい。本日説明いただいた内容は日本の製紙業界の話がされたので、日本で作っている紙の話と理解した。実際海外の紙が輸入されたり、パッケージとして紙がついてくることもあるかと思う。実際日本で使われている紙ということに関して、日本産と海外産のものがどの程度の割合があり、実際流通している段階において FSC や PEFC といった認証紙

がどの程度の割合が流通しているのか。

上河 : 日本の場合だとそれほど輸入は多くない。また、輸出も多くなく紙製品はほとんど国内で流通している。ただコピー用紙など製品によっては5割近く輸入になっている。ただ全般的には非常に少ないのが現状。森林認証紙がどのくらいかについてだが、統計がなく我々も知りたところ。各企業によって個別の製品で色々対応しているので今のところ統計はない。ただ先程説明したとおり原料面で追えばかなり認証材は入ってきている。ただそれが具体的に製品となって CoC 認証によってマークがついているかというところかなり少ないのではないかと思う。特にマークをつけるかどうかについては、紙製品を作っているユーザーがそれを望むかどうかによるので、その方たちが望まなければ、製紙の方で CoC で認証をつなげてきても、そこから先はつながらなくなってしまう。

富田 : スキームオーナーに確認したい。PEFC に確認だが SGEC のように国内認証が取れると自動的に PEFC が付与されるものなのか。またそこに何か国内認証をとったらそれに何かあることによって PEFC がつくのか。相互承認され方、プロセスについて教えていただきたい。スライド6ページの苦情処理の説明の中で、ISOのプロセスに従って「PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」と書いてある。これは苦情申し立ての仕組みは CoC の部分のところに該当し、FM 認証の部分は該当しないのか、その点を教えていただきたい。

堀尾 : 国内認証との相互関係について、PEFC が森林を認証することはないので、SGEC が認証した森イコール PEFC として流通していくことができる。SGEC として流通させたい場合には SGEC として流通していくこともあるし、その過程で PEFC 材としたい場合には PEFC にもできる。その時に CoC 認証企業が PEFC の認証しか持っていない場合は、SGEC 材で来たものは PEFC としては取り扱えないが、SGEC の CoC 認証を持っていれば SGEC の CoC 認証と PEFC の CoC 認証を両方持っていることになる。つまり SGEC の CoC 認証を持っていれば SGEC 材が来たら、SGEC 材として流通させることもできるし、PEFC として流通させることもできる。ただこの点がマーケットの中になかなか浸透していないので、わかりづらいと思う。

富田 : 今のお話は SGEC についてだったが、SGEC に限らず他の各国の国内認証についてもまったく同様と考えてよいか。

堀尾 : 日本の場合は SGEC と PEFC が別々に始まってしまったのでこのような状態になっているが、ヨーロッパの多くの国ではできた時点から PEFC として国内の認証が始まっていることが多い。その場合、区別は何もなく認証されたものはイコール PEFC として最初から最後までつながる。日本と同様の例だと中国の CFCC やオーストラリアの AFS、インドネシアの IFCC など。いくつかの後発組では、まず国内の認証制度があって、それが PEFC と相互承認したという場合がある。その場合には日本と同様の手順を踏んでいると思う。苦情処理について先ほどの説明で言えなかった点だが、「PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」については CoC の段階での苦情処理の手順になる。それとは別に FM に関わる審査の規定 Annex 6 という規格がある。まず ISO があり、FM の規格 Annex 6 があり、CoC の要求事項の中にもそれがあり、さらに具体的なものとしてガイドラインがあるとといった階層になっている。

富田 : つまり FM についてもあると理解してよいか。

堀尾 : そのとおりである。

富田 : FSC と PEFC 両方に確認したい。先程の話を聞いていると色々問題事例が指摘されているようなケースがあって、仮にそこが認証されているところであっても、色々問題があるニュアンスで受け取った。FM 認証であればこの山であれば大丈夫ということだと思うが、同じ会社がやっているところで他の山で問題がある場合、認証の山では問題がないのか。そもそも調達コードの概念で組織委員会が調達するものが OK であればよいという議論できていて、会社自体が問題だという議論ではなかったのが、今までの議論はそれで良かったと思う。今までの場合は品目が明らかに違うものを想定していたと思うが、紙の場合はどれも同じように見えるので、こちらの山が OK であちらの山が駄目だが、こちらの山から買ってくれば OK というのを成り立たせてよいかについては微妙な線だと考える。認証の基準として認証としていっているところが他で何か問題が発生した時、認証が取り消しになるといったルールなどが存在しているのか教えていただきたい。

岩瀬 : FSC の方から説明させていただく。WWF さんの資料を参照させていただく。FSC の認証は取り、認証製品を作っているが、他の製品で森林に対して圧力がかかるような開発や伐採を行っていた場合が有り得る。認証取得時に認証取得者に対して FSC は Policy for Association という Organization with FSC、FSC と一緒にコミットしてさせていただく、事業全体をこのようにやっていただく、というものがある。具体的にいうと、管理木材と同じ考え方が、合法性を確認できる原材料を使用する、労働者の人権・先住民の人権に配慮する、保護価値の高い森林が破壊されていない、天然林のコンバージョンによる植林からのものが入ってこない、そして遺伝子組換え、それらを FSC の認証製品以外でもやっていた、それによってある地域で問題を起こしていた場合、FSC 製品の原材料では問題は無くても認証取消になる場合がある。PFA と呼んでいるが、最近はこの PFA で取消になるケースが多い。取消になるあるいは苦情が FSC に持ち込まれるパターン。これがあることにより、グリーンウォッシュ的に使われないようにしている。FSC はここ 5、6 年ほどグリーンウォッシュ対策をかなり行ってきており、認証取得者にも迷惑をかけているが、このグリーンウォッシュ対策でマークの信頼性を高めるため PFA が機能している。その中で認証の取消や一時停止が起こっている。FSC での苦情申立や調査状況は英語のホームページで公開している。

堀尾 : PEFC では、FSC とは違っている。我々は森林の認証であり、会社そのものの倫理観や企業活動というところまでは、言及しない。第三者認証が行われ、認証が行われた部分に関しておかしいということがあれば、説明で述べた手順に従ってエビデンスを出していただき、調査・改善を実施する。例えば認証を取っていない森林や製品について、企業に問題や環境に悪い行為を行っているといった場合では、PEFC という森林認証制度としては関与しないというスタンスである。

武内 : 補足させていただく。PEFC は ISO 方式でやっている。ISO の中では、法律を犯している企業は ISO を取得する事は有り得ない。その意味でのカバーはされている。また、PEFC の森林管理認証を取得するときは、現状では ISO17021 と ISO17065 のどちらかに基づいて取ることになっているが、現在どちらにすべきかという議論があり、国によってどちらかで行っている。ISO17021 は森林管理のための ISO 管理基準であり、特定の会社の管理全体を認証

しているのです、どこかの山の管理に問題があれば認証とはならない。ISO17065 となると、特定の森の認証であり森を特定して認証するという事になるので、富田委員の言われる状況が発生する可能性もあるが、マネジメントも認証の対象に含まれているので明らかにおかしい会社に認証を与えることはない。

南 : PEFC の苦情処理について、確認させていただきたい。我々が課題だと思っているインドネシアの IFCC において、何か現場で問題があった場合、苦情処理の申立先は IFCC 自体若しくは PEFC 評議会ということは、両方ではなく IFCC にだけ出せば良いということになるか。もしその場合、IFCC において苦情申立の処理自体がきちんとプロセスに則って行われているという確認は誰が行うのか。PEFC でその確認を行うのか。

堀尾 : IFCC 自体が、IFCC の規格がおかしい、という苦情か。

南 : そうである。例えば IFCC に苦情申立をした場合、その申請処理が適切かの確認は誰が行うのか。

堀尾 : IFCC は各国の認証管理団体である NGB になるので、IFCC に直接申立を行うか、仮に PEFC 評議会に申し立てていただく場合には、PEFC は間接的に入ることになる。

武内 : 質問についてだが、認証機関の審査がおかしいという苦情についてはどうなのか、という質問だと思う。その場合は認証機関に対して苦情申立をしていただく。

南 : 認証の審査がおかしいという苦情を審査する認証機関にするのか。

武内 : 手続きとしては、認証を取っているのにそこでこんなこと（問題）が起きている、といった場合には、その相手の管理状況を良しと判断したのは認証機関という事になる。それは IFCC の要求基準に則っているという判断をその認証機関が行ったわけなので、それを問題があるとするならば認証機関に対して申し立てていただく。この場合、スキームオーナーとして IFCC はコピーを貰う。そして申立が正当に処理されているのかどうかを見ている。必要があれば関与することもあるが、認証機関が答えていく。もう一つ質問でおっしゃっているのは、規格そのものがおかしいという場合だと思う。その場合は直接規格のオーナーである IFCC に対して、規格がおかしいという苦情を申し立てていただく。その場合は、PEFC も上から見ているというか、場合によっては IFCC を承認した PEFC もおかしいという事になり得るので、PEFC もモニターしている。基本的にその処理を行うのは IFCC レベルである。

南 : そのやりとりは公開されるのか。

武内 : 然り。

富田 : 深津委員の説明されたグリーン購入ガイドラインについて、今回策定する基準のベースになり得るという印象を受けている。まず紙の無駄遣いをしないことというのは良いと思う。次に古紙パルプがあり、優先度がはっきりしていて良いと思う。古紙パルプの利用率というのはわかるものなのか。エコ商品ねつとに載っているものはわかるのだと思うが、これ以外の市場に出回っているもの、例えば認証品などでは古紙パルプは既にカウントされていると理解したが、それらについて利用率を別に知ることはできるのか。認証ラベルはついているが、ラベルだけだと古紙配合率がわからない。それを知る手立てはあるのか。

深津 : 古紙パルプ配合率を何%と明記するときには、製紙連合会が 2008 年 4 月に発表した古紙パルプ配合率の最低保証値を算出する計算式に基づいた配合率が示されている。森林認証紙などで古紙配合率が書いていない場合はわからない。

富田 : スキームオーナーさんに聞くが、認証機関では把握していてもおかしくないと思うのだが、辿るとわかるものなのか。

岩瀬 : クレジットシステムを行っている限りは、どの時期にどのような紙を作っているか、原材料の率によって変わってくる。クレジット自体は通年で見て、これだけの量にクレジットを与えるというもので、ボリューム管理は行うのでボリュームはわかるのだが、認証ラベル上では表記義務は特に無い。クレジットでやっている限りパーセンテージの表記はない。認証紙の中で古紙配合率がこれくらいというのは、それこそグリーン購入法対応の認証紙というものでない限りは見えてこないかと思う。

上河 : グリーン購入法の場合には、60%以上70%以上などと決まっているので、それが出来ているかというのは、各製紙会社で古紙配合率検証制度というものをもって管理を行っているので、それで知ることはできる。グリーン購入法対応品であればわかるというところ。

深津 : 銘柄ごとに古紙パルプ配合率何%と謳っており、それについての担保があるという状況である。

岩瀬 : ただ古紙配合率にこだわった調達を行うのか、そうではなく、古紙配合率にこだわる紙はあっていいと思うのだが、それでは対応できない紙だとか、そういうものをどう調達していくのかを考えたときに、調達コードの適用範囲が狭くなるのではと思う。

河野 : ご報告等ありがとうございます。委員の先生方のご質問で一般消費者の理解もやや進んだかと思っている。今後に向けて確認をしたいことがある。1点目は、紙類に関しては比較的早い段階から様々な表示等で社会に向けて発信は進んでいると感じている。例えばエコマークやグリーンマーク、再生紙使用マーク等とあって、消費者にとっても判断する基準が色々提示されていると思っている。今回問題となるのは持続可能性というところだと思っているが、認証に関して言えば合法性に一番主眼が置かれていると思っている。今後紙類の各種標示の根拠となる考え方が、色々違いがある中で改めて持続可能性というところにピントを合わせて選択していく時に何を選んでいくのか、古紙配合率の話もあり、これも重要な視点だと思うが、全てをカバーしているベンチマークとなるものが無い中で、どのように考えていったら良いのかと考えている。WWFさんの最後の部分に森林認証が持続可能性の担保でないケースもあるとあり、CoC認証があったとしても必ずしもここで求めていく持続可能性に繋がるのか、ということをお我々消費者にもわかるようにしていただきたいと思った。もう1点は、射程をどこに置くかということ。紙類と簡単に考えていたが、基本的には資料のような用紙とっていたが、FSCさんの資料にまとめられている国内の製品別認証取得者数を見ると、オリパラ2020における原料が紙であるものに対して今回の基準が全て適用されるとなると、製品別にどれだけの供給を確保できるかということも、改めて整理していただければと思う。最初は用紙のことだと考えていたが、紙製品となると様々なものがあると思うので、そのあたりの射程もしっかりと教えていただいて、供給量なども明確にいただければと思う。現状を教えていただいたので、今後も見解を伺えればと思う。

橋本 : 基本的に森林認証というのは、森林の持続可能性を目指すもので、合法性以上の取組を目指しているものと思っている。その森林認証が持続可能性を担保しないケースというのは、個別事例としてそういったことが起こり得るということ。例えば木材で、新国立競技場でPEFC認証の型枠を使っていたがNGOから疑義があがっているケースがあるが、詳細は存じ

ていないが、認証をとっても何かしら疑義が生じることがあり得るという意味。ただし認証が合法性しか見ていないという訳ではなく、どの認証でも持続可能性を目指しているものだと思う。

上河 : 森林認証は合法性だけを見ているのではなく、社会だとか生態だとか経済といった分野で非常に多くの指標について、厳密なチェックをして持続可能性を見ているので、今の段階で持続可能性をチェックするのであれば、森林認証制度がしっかりしたものであると思う。本日は必ずしもそうでないという議論もあったが、非常に例外的な部分であるので、あまり森林認証制度が信頼できないという訳ではないのでご理解いただければと思う。合法性について見ると、グリーン購入法で今までやってきた。今度はクリーンウッド法という新しい法律ができて、この新しい法律ではしっかりとデュー・ディリジェンスをやって合法性の確認についても更に進んだ段階にきているので、そちらも見いただければと思う。

岩瀬 : 射程の話があったが、例えばロンドンとリオでどういった所で FSC の認証紙が使われたかという、プレスリリース用のコピー用紙のようなもの、ポスター・チケット等の特殊紙を使った印刷系のもの、チケットに関しては東京大会ではセキュリティ等の点から紙ベースなのかどうかという議論もあるが、そういったところで使われた。あとメダルの認定証といった顔になるようなものにも使われたと聞いている。ただ、一番紙で使われるのはパッケージ関係。オリンピック関連の商品のパッケージ関連で使われる紙というのは恐ろしく多くなるのではと思っている。ロンドンとリオではパッケージガイドラインというものが出されている。これはあくまでオリンピック関連商品を販売する時にはこのルールを守ってくださいというものだが、その中で紙として推奨するものとして、リサイクルもしくは認証紙という記載がある。それを調達コードで位置付けるというのと、そういったスポンサーや関連商品を出すライセンスに対してどのようにお願いしていくのか、というので範囲が変わってくるのではないかと思う。

秋月 : それでは、紙の検討は一回目という事でご指摘いただいた点について今後の検討に活かさせていただきたいと思う。

3. 今後の予定について

事務局 : 今後の予定その他について説明する。

まず1点ご報告だが、通報受付窓口に関して前回のワーキンググループにおいてパブコメを実施すべきという意見を多数いただいた。こちらで検討の結果、パブコメを実施することで現在準備をしている。可能であれば15日の夕方から開始し、3週間弱期間を取り、パブコメを実施したいと思う。詳細はホームページで公表する。

次回は12月4日の午後に予定している。その回はパーム油だけになる予定である。基本的にはパーム油の RSPO、ISPO、MSPO といった認証団体をお呼びし、各認証スキームをご説明いただく、ということを用意している。

富田 : パブコメについて、私の他数人から意見したが取り入れていただき感謝する。

秋月 : それでは本日の議事はこれまでとし、閉会する。